

平成 26 年 3 月

平 成 2 5 年 の
薬 物 ・ 銃 器 情 勢

確定値

警察庁刑事局組織犯罪対策部

薬 物 銃 器 対 策 課

※ 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯などの違反態様別の数値には、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）違反を適用した検挙件数・人員は含まない。

※ 本資料における「暴力団構成員等」とは、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

目 次

第 1 章 薬物情勢

第 1 薬物事犯の検挙状況	2
1 薬物事犯の検挙状況.....	2
2 薬物の押収状況.....	3
3 主な薬物事犯の傾向、特徴.....	4
(1) 覚醒剤事犯.....	4
ア 年齢層別の検挙状況.....	5
イ 初犯者の構成比率等.....	5
ウ 違反態様別の検挙状況.....	6
エ 覚醒剤の流通状況等.....	6
オ 覚醒剤事犯の主な特徴等.....	6
(2) 大麻事犯.....	7
ア 年齢層別の検挙状況.....	7
イ 初犯者の構成比率.....	8
ウ 違反態様別の検挙状況.....	8
エ 大麻事犯の主な特徴等.....	8
4 「脱法ドラッグ」対策.....	9
5 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況.....	9
第 2 薬物密輸入事犯の検挙状況	10
1 薬物別密輸入事犯の検挙状況.....	10
2 密輸入事犯における薬物の押収状況.....	11
3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等.....	12
(1) 覚醒剤密輸入事犯.....	12
ア 態様別の検挙状況.....	13
イ 仕出国・地域別の検挙状況.....	13
ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴.....	13
(2) 大麻密輸入事犯.....	14
ア 態様別の検挙状況.....	14
イ 仕出国・地域別の検挙状況.....	14
第 3 薬物犯罪組織の動向	14
1 薬物密売の概要.....	14
2 暴力団構成員等.....	15
(1) 暴力団構成員等の検挙状況.....	15
ア 覚醒剤事犯.....	15
イ 大麻事犯.....	15
(2) 違反態様別の検挙状況.....	16
ア 覚醒剤事犯.....	16
イ 大麻事犯.....	16
3 外国人の営利犯の検挙状況.....	16
(1) 覚醒剤事犯.....	16
(2) 大麻事犯.....	16
第 4 外国人の薬物事犯別、国籍・地域別の検挙状況	17

第 5 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故	19
1 薬物常用者による犯罪.....	19
2 薬物に起因する事故.....	19
第 6 参考資料	20
1 薬物事犯検挙状況の推移（平成 6～25 年）.....	20
2 覚醒剤押収量と仕出国数の推移（平成 6～25 年）.....	20
第 7 事例	21

事例目次

1 覚醒剤及び大麻に関する事例

密売事犯

【1－1】住吉会傘下組織組員らによる組織的覚醒剤密売事件

【1－2】工藤会傘下組織幹部らによる組織的覚醒剤密売事件

密輸入事犯

【1－3】中国人らグループによる覚醒剤密輸入事件

【1－4】ナイジェリア人を首魁とする組織的覚醒剤密輸入事件

【1－5】メキシコ人らグループによる覚醒剤密輸入事件

【1－6】糸巻きの芯内に隠匿したインド来覚醒剤密輸入事件

【1－7】スーツケース内に隠匿したシンガポール来覚醒剤密輸入事件

【1－8】国際小包郵便を利用した米国来大麻密輸入事件

【1－9】身体に巻きつけるなどして隠匿した香港来覚醒剤密輸入事件

栽培事犯

【1－10】ベトナム人による組織的大麻大量栽培事件

2 「脱法ドラッグ」に関する事例

○ 指定薬物に係る薬事法違反

【2－1】「脱法ドラッグ」店経営者等による薬事法違反事件

【2－2】「脱法ドラッグ」店経営者等による薬事法違反事件

【2－3】指定薬物密輸入に係る薬事法違反事件

○ 麻向法違反

【2－4】ハーブ密輸入に係る麻向法違反事件

【2－5】乱用者による麻向法違反事件

【2－6】「脱法ドラッグ」製造、卸し業者による麻向法違反事件

○ 危険運転致傷罪等交通関係法令違反

【2－7】ハーブ吸引に係る道路交通法違反事件

【2－8】ハーブ吸引に係る危険運転致傷事件

○ その他

【2－9】「脱法ドラッグ」服用に係る保護責任者遺棄致死事件

第2章 銃器情勢

第1 銃器犯罪情勢	25
1 銃器発砲事件	25
(1) 発生状況	25
(2) 銃種別の発生状況	27
2 銃器使用事件	27
(1) 銃器使用事件の認知状況	27
(2) 銃器使用事件の検挙状況	27
第2 銃器事犯取締状況	28
1 拳銃等の押収状況	28
(1) 拳銃の押収状況	28
(2) 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況	29
(3) 自首減免の対象となった拳銃の押収状況	30
(4) 小銃等の押収状況	30
(5) インターネット関連の拳銃押収状況	30
(6) 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況	31
2 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況	31
3 密輸入事件の摘発状況	32
第3 参考資料	33
○ 銃器発砲事件数及び拳銃押収丁数の推移（平成6～25年）	33
第4 事例	34

事例目次

発砲事件

- 【3-1】温泉ホテルにおける拳銃使用の殺人事件
- 【3-2】山梨県内における暴力団対立抗争による発砲事件
- 【3-3】山梨県友会理事長等に対する拳銃使用の殺人未遂等事件
- 【3-4】会社社長に対する拳銃使用の殺人事件
- 【3-5】漁業組合長に対する拳銃使用の殺人事件

拳銃所持事件

- 【3-6】浪川睦会（旧九州誠道会）傘下組織にかかる拳銃等大量押収事件
- 【3-7】会社役員による改造拳銃等大量所持事件
- 【3-8】山口組傘下組織に係る拳銃等大量押収事件
- 【3-9】自動車整備工に係る複数拳銃所持事件
- 【3-10】米国捜査機関からの情報を端緒とした拳銃密輸入（予備）事件

第 1 章 薬物情勢

平成 25 年の薬物情勢の特徴としては、

- 1 覚醒剤事犯の検挙人員は、3 年連続で減少したが、依然として 1 万人を超え、全薬物事犯の 84.2% を占め、薬物事犯の最重要課題であることに変わりがない。また、暴力団構成員等の検挙人員が過半数を占め、同事犯への強い関与状況が続いている。このほか、年齢層別検挙人員においては、20 歳代以下の減少傾向、50 歳以上の増加傾向がそれぞれ継続し、再犯者の構成比率の上昇も継続している。
- 2 大麻事犯の検挙人員は近年減少傾向にあるが、全薬物事犯の 12.0% を占めており、覚醒剤事犯に次ぎ高比率で推移している。また、20 歳代以下の検挙人員は減少したものの、依然として大麻事犯における構成比率は高く、初犯者の高い構成比率も継続している。
- 3 覚醒剤密輸入事犯の検挙件数・人員とも前年比でほぼ横ばいであったが、密輸入押収量（粉末）は、船舶利用の大量密輸入等の検挙によって、前年比の約 2.5 倍、800 kg を超えた。また、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による高い構成比率、同事犯の仕出国の多様化、様々な国籍の者が関与する状況も継続している。
- 4 「脱法ドラッグ」対策については、未規制を標榜しながら、麻薬を含有していた麻薬及び向精神薬取締法違反や危険運転致傷等交通関係法令違反を中心に、様々な法令を駆使して検挙を推進した結果、検挙事件数・人員とも対前年比で約 1.6 倍となった。

等が挙げられる。

全体的には、供給側の薬物密輸・密売組織の暴力団や外国人及び需要側の末端乱用者検挙に一定の成果がみられ、覚醒剤を始めとする薬物の大量押収も相次いだ。最近の覚醒剤末端価格の下落傾向等から、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがわれる。一方で、インターネット・レターパック・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行していること等から国内における根強い薬物需要もうかがえる。このようなことから引き続き薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されるため、多発する「運び屋」方式による薬物密輸入事犯の取締り及び薬物末端乱用者の検挙の徹底を図る必要がある。また、「脱法ドラッグ」についても、関係機関との連携強化を図り、各種法令を駆使した取締りを中心に諸対策を徹底していく必要がある。

第1 薬物事犯の検挙状況

1 薬物事犯の検挙状況

全薬物事犯の検挙人員は12,951人であり、前年比では減少（－515人、－3.8%）した。また、暴力団構成員等の検挙人員も6,713人（－299人、－4.3%）と減少したが、依然として検挙人員の過半数を占めている。

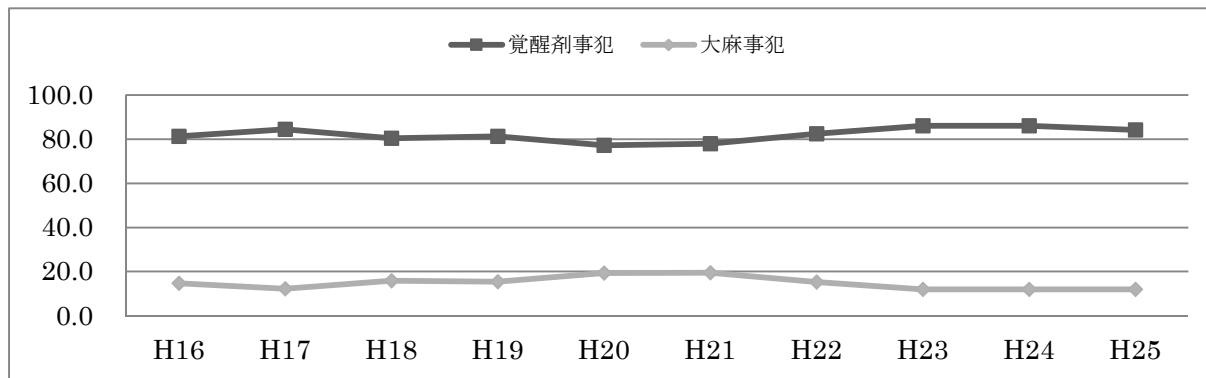
表1-1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員

年 別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
覚醒剤事犯	検挙件数	16,208	16,900	16,800	16,362	15,232
	検挙人員	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
	うち暴力団構成員等	6,201	6,322	6,553	6,373	6,096
	構成比率(%)	53.2	52.7	55.3	55.0	55.9
	うち外国人	710	710	710	617	588
大麻事犯	検挙件数	3,903	3,011	2,287	2,220	2,086
	検挙人員	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555
	うち暴力団構成員等	870	691	614	562	467
	構成比率(%)	29.8	31.2	37.3	35.1	30.0
	うち外国人	155	153	104	110	94
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	767	687	564	526	862
	うちMDMA等合成麻薬	272	214	191	162	216
	うちコカイン	223	214	177	148	97
	うちヘロイン	31	39	36	51	33
	うちその他	241	220	160	165	516
あへん事犯	検挙人員	344	299	256	280	478
	うち暴力団構成員等	99	46	75	77	150
	構成比率(%)	28.8	15.4	29.3	27.5	31.4
	うち外国人	74	82	61	56	64
	構成比率(%)	21.5	27.4	23.8	20.0	13.4
	うちMDMA等合成麻薬	107	61	77	81	105
	うち暴力団構成員等	28	10	28	27	32
	構成比率(%)	26.2	16.4	36.4	33.3	30.5
	うち外国人	16	7	8	10	9
	構成比率(%)	15.0	11.5	10.4	12.3	8.6
	うちコカイン	116	105	82	61	46
	うち暴力団構成員等	36	20	24	13	5
	構成比率(%)	31.0	19.0	29.3	21.3	10.9
	うち外国人	38	48	30	13	20
	構成比率(%)	32.8	45.7	36.6	21.3	43.5
	うちヘロイン	15	17	18	30	20
	うち暴力団構成員等	4	2	4	10	0
	構成比率(%)	26.7	11.8	22.2	33.3	0.0
	うち外国人	12	11	13	26	19
	構成比率(%)	80.0	64.7	72.2	86.7	95.0
	うちその他	106	116	79	108	307
	うち暴力団構成員等	31	14	19	27	113
	構成比率(%)	29.2	12.1	24.1	25.0	36.8
	うち外国人	8	16	10	7	16
	構成比率(%)	7.5	13.8	12.7	6.5	5.2
あへん事犯	検挙件数	34	26	16	8	11
	検挙人員	28	21	12	6	9
	うち暴力団構成員等	0	1	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0
	うち外国人	7	2	2	1	2
	構成比率(%)	25.0	9.5	16.7	16.7	22.2
合計	検挙件数	20,912	20,624	19,667	19,116	18,191
	検挙人員	14,947	14,529	13,768	13,466	12,951
	うち暴力団構成員等	7,170	7,060	7,242	7,012	6,713
	構成比率(%)	48.0	48.6	52.6	52.1	51.8
	うち外国人	946	947	877	784	748
	構成比率(%)	6.3	6.5	6.4	5.8	5.8

注：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

覚醒剤事犯の検挙人員は全薬物事犯検挙人員の 84.2%を占め、その割合は平成 22 年以降 4 年連続で 80%を超えている。一方、大麻事犯の検挙人員は全薬物事犯検挙人員の 12.0%を占め、近年その割合は平成 21 年の 19.5%をピークに下降化傾向にある。

図表 1－1 薬物事犯別検挙人員割合の推移



	(%)									
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
覚醒剤事犯	81.2	84.5	80.4	81.2	77.2	78.0	82.5	86.1	86.0	84.2
大麻事犯	14.7	12.3	15.8	15.4	19.3	19.5	15.3	12.0	11.9	12.0
その他	4.1	3.3	3.8	3.4	3.5	2.5	2.2	1.9	2.1	3.8

2 薬物の押収状況

薬物別では、覚醒剤粉末が 831.9kg（前年比＋483.4kg、＋138.7%）と大きく増加し、過去 3 番目（昭和 31 年以降）の押収量を記録した一方、大麻草は 3,850 本（－2,830 本、－42.4%）、大麻樹脂は 1.1kg（－40.6kg）、乾燥大麻は 161.5kg（－140.3kg、－46.5%）と、前年よりもそれぞれ減少した。

MDMA 等合成麻薬は 2,135 錠（－1,539 錠、－41.9%）、そのうち MDMA は 1,886 錠（－1,665 錠、－46.9%）と前年よりも押収量が大きく減少し、統計を取り始めた平成 16 年以降最少となった。

また、コカインの押収量は、大量の漂着事案があったことにより 119.6 kg（＋113.0 kg）と過去最高（昭和 34 年以降）を記録した。

表1-2 薬物種類別押収量(kg)

年 別			平21	平22	平23	平24	平25
種類							
覚醒剤			358.5	305.5	338.8	348.5	831.9
うち粉末			356.3	305.5	338.8	348.5	831.9
	うち錠剤	(kg)	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		(錠)	12,799	8	39	223	178
乾燥大麻			195.1	144.9	134.2	301.8	161.5
大麻樹脂			17.2	8.8	28.0	41.7	1.1
大麻草	(本)		10,419	5,696	5,323	6,680	3,850
	(kg)		108.7	24.6	39.2	33.8	39.0
合成麻薬			85,688	17,326	26,288	3,674	2,135
うちMDMA			36,467	15,653	25,966	3,551	1,886
コカイン			11.3	6.9	28.7	6.6	119.6
ヘロイン			1.2	0.3	3.5	0.1	3.8
あへん			3.2	3.7	7.6	0.2	0.2

注1: 合成麻薬の単位は(錠)である。

注2: 合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3: 錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

注4: 大麻草の押収量(kg)は、本数で捉えられないものを表示している。

3 主な薬物事犯の傾向、特徴

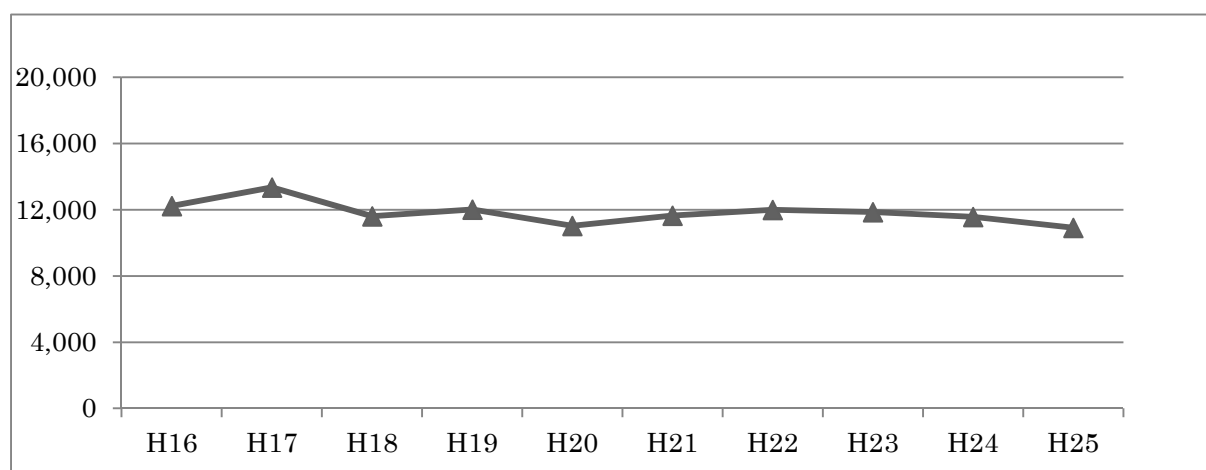
(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は 10,909 人であり、前年比ではやや減少（－668 人、－5.8%）した。

覚醒剤事犯の検挙人員は、戦後の第3次覚醒剤乱用期のピークである平成9年以降長期的には減少しているが、依然として1万人を超えている。

また、覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は近年 6,000 人以上を占めているが、6,096 人（－277 人、－4.3%）とやや減少、外国人も 588 人（－29 人、－4.7%）と減少した。

図表1-2 覚醒剤事犯検挙人員の推移



	H9	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
覚醒剤事犯検挙人員	19722	12,220	13,346	11,606	12,009	11,025	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
うち暴力団構成員等	7,817	5,430	6,853	6,076	6,359	5,801	6,201	6,322	6,553	6,373	6,096
暴力団構成員等の構成比率	39.6%	44.4%	51.3%	52.4%	53.0%	52.6%	53.2%	52.7%	55.3%	55.0%	55.9%

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別でみると、長期的には、検挙人員及び人口 10 万人当たりの検挙人員ともに、20 歳代以下の若年層は大幅な減少傾向、30 歳代は減少傾向、40 歳代以上は増加傾向で推移している。

平成 25 年は、前年比で少年 124 人（－24 人、－16.2%）、20 歳代 1,530 人（－403 人、－20.8%）、30 歳代 3,619 人（－265 人、－6.8%）、40 歳代 3,430 人（－103 人、－2.9%）とそれぞれ減少し、50 歳以上は 2,206 人（＋127 人、＋6.1%）と増加した。

最も検挙人員が多い年齢層は 30 歳代、次いで 40 歳代であり、人口 10 万人当たりの検挙人員でも同様である。

表1-3 覚醒剤事犯年齢別検挙人員

年別		平9	平21	平22	平23	平24	平25
区分							
覚醒剤事犯	検挙人員	19,722	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
	50歳以上	1,593	1,630	1,776	1,893	2,079	2,206
	人口10万人当たりの検挙人員	4.1	3.4	3.7	4.0	4.4	4.6
	構成比率(%)	8.1	14.0	14.8	16.0	18.0	20.2
	40～49歳	2,833	3,080	3,290	3,473	3,533	3,430
	人口10万人当たりの検挙人員	14.3	19.0	20.1	20.5	20.4	19.4
	構成比率(%)	14.4	26.4	27.4	29.3	30.5	31.4
	30～39歳	5,362	4,308	4,324	4,115	3,884	3,619
	人口10万人当たりの検挙人員	34.0	23.2	23.6	22.5	21.8	21.0
	構成比率(%)	27.2	37.0	36.1	34.7	33.5	33.2
	20～29歳	8,338	2,380	2,375	2,188	1,933	1,530
	人口10万人当たりの検挙人員	43.6	16.2	16.5	15.7	14.2	11.5
	構成比率(%)	42.3	20.4	19.8	18.5	16.7	14.0
	20歳未満	1,596	257	228	183	148	124
	人口10万人当たりの検挙人員	16.4	3.5	3.1	2.5	2.0	1.7
	構成比率(%)	8.1	2.2	1.9	1.5	1.3	1.1
	うち中学生	43	6	7	4	3	1
	うち高校生	219	25	30	25	22	15
大学生		53	26	24	21	18	22

注1: 算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2: 20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 初犯者の構成比率等

初犯者数及びその構成比率は減少傾向で推移しており、平成 25 年は 4,010 人（前年比－451 人、－10.1%）、36.8%（－1.7 ポイント）であった。

表1-4 覚醒剤事犯の初犯者数

区分		年別	平9	平21	平22	平23	平24	平25
覚醒剤事犯	検挙人員		19,722	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
	うち初犯者数		10,503	4,890	4,879	4,814	4,461	4,010
	構成比率(%)		53.3	42.0	40.7	40.6	38.5	36.8
	年齢別	50歳以上	290	291	334	350	389	445
		40～49歳	794	935	916	1,029	1,060	1,038
		30～39歳	2,341	1,927	1,894	1,806	1,679	1,489
		20～29歳	5,624	1,528	1,536	1,468	1,207	933
		20歳未満	1,454	209	199	161	126	105

表1-5 覚醒剤事犯の再犯者率

区分		年別	平9	平21	平22	平23	平24	平25
覚醒剤事犯	検挙人員		19,722	11,655	11,993	11,852	11,577	10,909
	うち再犯者数		9,219	6,765	7,114	7,038	7,116	6,899
	構成比率(%)		46.7	58.0	59.3	59.4	61.5	63.2
	年齢別	50歳以上	81.8	82.1	81.2	81.5	81.3	79.8
		40～49歳	72.0	69.6	72.2	70.4	70.0	69.7
		30～39歳	56.3	55.3	56.2	56.1	56.8	58.9
		20～29歳	32.5	35.8	35.3	32.9	37.6	39.0
		20歳未満	8.9	18.7	12.7	12.0	14.9	15.3

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別では、所持事犯は 3,658 人（前年比－149 人、－3.9％）、譲渡事犯は 547 人（－8 人、－1.4％）、譲受事犯は 225 人（－15 人、－6.3％）、使用事犯は 6,178 人（－414 人、－6.3％）、密輸入事犯は 160 人（－10 人、－5.9％）であり、使用事犯及び所持事犯で全体の 90.2％（＋0.4 ポイント）を占めた。

エ 覚醒剤の流通状況等

押収量が増加傾向にあり、特に平成 25 年は激増したこと及び覚醒剤の末端密売価格が値下がり傾向で推移していること等から、国内における覚醒剤の安定供給と需要がうかがわれる。

オ 覚醒剤事犯の主な特徴等

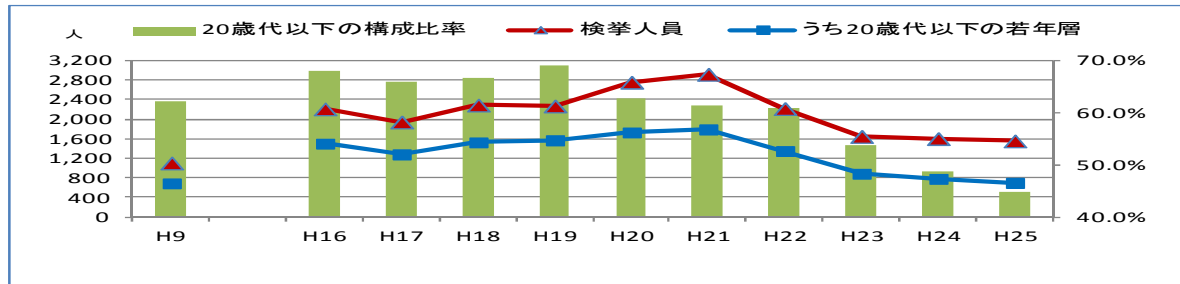
覚醒剤事犯の検挙人員は、全薬物事犯検挙人員の 84.2％（前年比－1.8 ポイント）を占めており、依然として我が国の薬物対策における最重要課題である。

また、その主な特徴としては、暴力団構成員等が 55.9％を占めているほか、他の薬物事犯と比較して再犯者の構成比率が高いことや 30 歳代以上の検挙人員が多いこと等が挙げられる。

(2) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、過去 10 年をみると、平成 21 年をピークに減少傾向にあり、平成 25 年の大麻事犯の検挙人員は 1,555 人（前年比－48 人、－3.0%）であった。そのうち暴力団構成員等は 467 人（－95 人、－16.9%）、外国人は 94 人（－16 人、－14.5%）であった。

図表 1－3 大麻事犯検挙人員の推移



	H9	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙人員	1,104	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555
うち20歳代以下の若年層	688	1,502	1,281	1,527	1,570	1,730	1,791	1,350	886	781	696
20歳代以下10万人当たりの検挙人員	2.4	6.0	5.2	6.5	6.8	7.7	8.1	6.2	4.2	3.8	3.4
20歳代以下の構成比率	62.3%	68.0%	66.0%	66.7%	69.1%	62.7%	61.3%	60.9%	53.8%	48.7%	44.8%

注1:「20歳代以下10万人当たりの検挙人員」は各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」または「国勢調査結果」による14歳から29歳までの人口から算出。

ア 年齢層別の検挙状況

年齢層別では、前年比で 20 歳代以下と 50 歳以上が減少、30 歳代と 40 歳代が増加したが、近年における傾向と同様、最も検挙人員が多い年齢層は 20 歳代(637 人)、次いで 30 歳代(574 人)であり、人口 10 万人当たりの検挙人員でも同様であった。

また、20 歳代以下の若年層の検挙人員は、全体の 44.8% (前年比－3.9 ポイント)を占めており、覚醒剤事犯とは異なり、依然としてこれらの若年層が高い比率で推移している。

表1-6 大麻事犯年齢別検挙人員

年別		平9	平21	平22	平23	平24	平25
区分							
大麻事犯	検挙人員	1,104	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555
	50歳以上	38	87	87	67	71	67
	人口10万人当たりの検挙人員	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
	構成比率(%)	3.4	3.0	3.9	4.1	4.4	4.3
	40～49歳	97	237	201	185	207	218
	人口10万人当たりの検挙人員	0.5	1.5	1.2	1.1	1.2	1.2
	構成比率(%)	8.8	8.1	9.1	11.2	12.9	14.0
	30～39歳	281	805	578	510	544	574
	人口10万人当たりの検挙人員	1.8	4.3	3.2	2.8	3.1	3.3
	構成比率(%)	25.5	27.6	26.1	30.9	33.9	36.9
	20～29歳	585	1,580	1,186	805	715	637
	人口10万人当たりの検挙人員	3.1	10.7	8.2	5.8	5.3	4.8
	構成比率(%)	53.0	54.1	53.5	48.8	44.6	41.0
	20歳未満	103	211	164	81	66	59
	人口10万人当たりの検挙人員	1.1	2.9	2.3	1.1	0.9	0.8
	構成比率(%)	9.3	7.2	7.4	4.9	4.1	3.8
	うち中学生	1	5	11	1	0	0
	うち高校生	27	34	18	14	18	10
大学生		21	81	49	23	23	23

注1: 算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2: 20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

イ 初犯者の構成比率

初犯者及びその構成比率は、近年減少、低下傾向にあるものの覚醒剤事犯と異なり、高比率で推移し、平成25年も1,208人（前年比－84人、－6.5%）、77.7%（－2.9ポイント）と、依然として高水準である。

表1-7 大麻事犯の初犯者数

年別		平9	平21	平22	平23	平24	平25
区分							
大麻事犯	検挙人員	1,104	2,920	2,216	1,648	1,603	1,555
	うち初犯者数	940	2,475	1,803	1,323	1,292	1,208
	構成比率(%)	85.1	84.8	81.4	80.3	80.6	77.7
	年齢別	50歳以上	25	55	57	42	31
		40～49歳	74	185	129	137	155
		30～39歳	223	660	474	397	448
		20～29歳	518	1,390	996	673	608
		20歳未満	100	185	147	74	55

ウ 違反態様別の検挙状況

違反態様別では、所持事犯は1,252人（前年比－15人、－1.2%）、栽培事犯は91人（－23人、－20.2%）、譲渡事犯は70人（－2人）、譲受事犯は69人（＋20人）、密輸入事犯は43人（－24人）であり、所持事犯で全体の80.5%（＋1.5ポイント）を占めている。

エ 大麻事犯の主な特徴等

大麻事犯の検挙人員構成比率は、全薬物事犯検挙人員の12.0%（前年比＋

0.1ポイント)を占め、覚醒剤事犯に次いでいる。

その主な特徴としては、最近では再犯者や30歳代以上の年齢層の構成比率が上昇傾向にあるが、依然として、初犯者や20歳代以下の若年層の構成比率が高いことが挙げられる。

このほか、栽培事犯については、検挙件数が110件(−1件、−0.9%)と4年連続で減少した。

表1-8 大麻栽培事犯検挙状況

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25
検挙件数	312	172	147	111	110
検挙人員	243	143	113	114	91

4 「脱法ドラッグ」対策

「脱法ドラッグ」対策として様々な法令を駆使し、125事件(前年比+49事件、+64.5%)、176人(+64人、+57.1%)を検挙した。うち未規制を標榜しながら実際には麻薬を含有していた麻向法違反で57事件(+40事件)、89人(+63人)、交通関係法令違反で38事件(+19事件)、40人(+21人)を検挙した。

(※)「脱法ドラッグ」とは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下同じ。)又は指定薬物(薬事法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下同じ。

表1-9 「脱法ドラッグ」に係る適用法令別検挙状況(検挙事件数及び検挙人員)

法令(罪名)別 年別等	平21		平22		平23		平24		平25	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る薬事法違反	7	9	5	9	5	6	34	57	21	37
麻向法違反	0	0	1	1	0	0	17	26	57	89
危険運転致傷罪等交通関係法令違反	0	0	0	0	0	0	19	19	38	40
その他	1	2	0	0	0	0	6	10	9	10
合計	8	11	6	10	5	6	76	112	125	176

(※1) 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上

(※2) 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上

(※3) 指定薬物に係る薬事法違反は、「脱法ドラッグ」から指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

(※4) 麻向法(麻薬及び向精神薬取締法)違反は、「脱法ドラッグ」から麻薬が検出された場合の検挙をいう。

(※5) 危険運転致傷等交通関係法令違反は、危険運転致傷・自動車運転過失傷害・道路交通法違反をいう。

(※6) 適用法令(罪名)は、検挙時点を基準として計上(危険運転致傷罪等交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のもの有り)

5 シンナー等有機溶剤事犯の検挙・補導状況

シンナー等有機溶剤の吸引等の検挙・補導人員は年々減少傾向にあり、平成25年中においては、382人(前年比−69人、−15.3%)と減少した。

このうち、少年の検挙・補導人員も年々減少し、平成25年も32人(−42人、−56.8%)と減少した。

表1-10 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導状況

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
検挙・補導件数		1,251	915	587	487	428
検挙・補導人員	検挙・補導人員	1,215	871	561	451	382
	うち少年	386	225	102	74	32
	構成比率(%)	31.8	25.8	18.2	16.4	8.4
	うち暴力団構成員等	178	148	116	83	60
構成比率(%)		14.7	17.0	20.7	18.4	15.7

第2 薬物密輸入事犯の検挙状況

1 薬物別密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は221件（前年比＋29件、＋15.1％）と増加したが、検挙人員は252人（－10人、－3.8％）と僅かに減少した。

薬物別では、覚醒剤事犯は119件（－1件、－0.8％）、160人（－10人、－5.9％）とほぼ横ばい、大麻事犯は42件（－6件）、43人（－24人）とそれぞれ減少した。

表1-11 薬物事犯別密輸入検挙件数及び検挙人員

区分		年別	平21	平22	平23	平24	平25
覚醒剤事犯	検挙件数		164	132	185	120	119
	検挙人員		219	158	216	170	160
	うち暴力団構成員等		62	31	39	20	30
	構成比率(%)		28.3	19.6	18.1	11.8	18.8
	うち外国人		111	100	151	118	119
	構成比率(%)		50.7	63.3	69.9	69.4	74.4
大麻事犯	検挙件数		45	24	29	48	42
	検挙人員		48	25	30	67	43
	うち暴力団構成員等		5	4	5	7	5
	構成比率(%)		10.4	16.0	16.7	10.4	11.6
	うち外国人		17	12	12	23	8
	構成比率(%)		35.4	48.0	40.0	34.3	18.6
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		47	31	23	23	59
	うちMDMA等合成麻薬		14	3	5	4	14
	うちコカイン		9	11	6	5	7
	うちヘロイン		4	4	2	4	3
	うちその他		20	13	10	10	35
	検挙人員		52	31	20	24	48
	うち暴力団構成員等		7	2	3	0	1
	構成比率(%)		13.5	6.5	15.0	0.0	2.1
	うち外国人		27	24	14	15	19
	構成比率(%)		51.9	77.4	70.0	62.5	39.6
	うちMDMA等合成麻薬		17	2	5	4	8
	うち暴力団構成員等		4	0	3	0	0
	構成比率(%)		23.5	0.0	60.0	0.0	0.0
	うち外国人		9	1	2	1	3
	構成比率(%)		52.9	50.0	40.0	25.0	37.5
	うちコカイン		12	12	5	7	7
	うち暴力団構成員等		1	0	0	0	0
	構成比率(%)		8.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち外国人		10	12	4	5	6
	構成比率(%)		83.3	100.0	80.0	71.4	85.7
	うちヘロイン		6	5	2	4	3
	うち暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち外国人		6	4	2	4	3
	構成比率(%)		100.0	80.0	100.0	100.0	100.0
	うちその他		17	12	8	9	30
	うち暴力団構成員等		2	2	0	0	1
	構成比率(%)		11.8	16.7	0.0	0.0	3.3
	うち外国人		2	7	6	5	7
	構成比率(%)		11.8	58.3	75.0	55.6	23.3
あへん事犯	検挙件数		4	1	1	1	1
	検挙人員		2	1	1	1	1
	うち暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち外国人		2	1	1	1	1
	構成比率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	検挙件数		260	188	238	192	221
	検挙人員		321	215	267	262	252
	うち暴力団構成員等		74	37	47	27	36
	構成比率(%)		23.1	17.2	17.6	10.3	14.3
	うち外国人		157	137	178	157	147
	構成比率(%)		48.9	63.7	66.7	59.9	58.3

注： 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

2 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における薬物別の押収量については、覚醒剤粉末は船舶利用による大量密輸入を中心に 816.1kg（前年比＋483.9kg、＋145.7%）と大きく増加、乾燥大麻は 13.7kg（－106.9kg、－88.6%）、大麻樹脂は 0.5kg（－24.9kg）とそれぞれ減少したほか、コカインが漂着等で 118.6 kg（＋113.0kg）と大きく増加した。

表1-12 薬物種類別密輸入押収量(kg)

種類	年別	平21	平22	平23	平24	平25
覚醒剤		220.1	275.5	310.7	332.2	816.1
うち粉末		217.9	275.5	310.7	332.2	816.1
うち錠剤	(kg)	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	(錠)	12,771	0	0	143	49
乾燥大麻		25.2	2.4	8.0	120.6	13.7
大麻樹脂		15.8	8.2	18.2	25.4	0.5
合成麻薬		83,424	95	24,590	133	12
うちMDMA		35,027	95	24,590	133	12
コカイン		10.5	5.0	27.6	5.6	118.6
ヘロイン		1.2	0.1	3.4	0.0	3.7
あへん		1.2	3.4	7.5	0.1	0.1

注1：合成麻薬の単位は(錠)である。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

注3：錠剤型覚醒剤の押収量は、1錠を0.168gで計算している。

3 薬物別密輸入事犯の傾向、特徴等

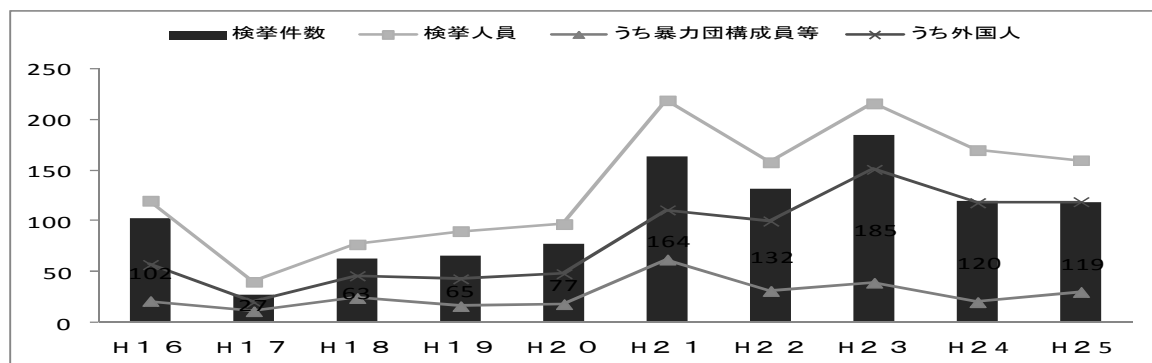
(1) 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況は、検挙件数、人員とも増減を繰り返しているが、平成25年は119件（前年比－1件、－0.8%）、160人（－10人、－5.9%）とほぼ横ばいであった。

検挙人員のうち、暴力団構成員等は30人（＋10人）、外国人は119人（＋1人、＋0.8%）とそれぞれ増加した。

外国人の国籍・地域別で検挙人員が最も多いのはメキシコ24人（＋6人）であり、次いで、アメリカ16人（＋7人）、中国（台湾、香港及びマカオを除く。以下同じ。）10人（－2人）、ナイジェリア6人（－2人）、ドイツ5人（－1人）、台湾4人（＋3人）、シンガポール4人（＋3人）、ウガンダ4人（＋4人）等と国籍等の多様化が続いている。

図表1-4 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検挙件数	102	27	63	65	77	164	132	185	120	119
検挙人員	120	40	77	90	97	219	158	216	170	160
うち暴力団構成員等	21	11	24	16	18	62	31	39	20	30
うち外国人	57	20	46	43	48	111	100	151	118	119

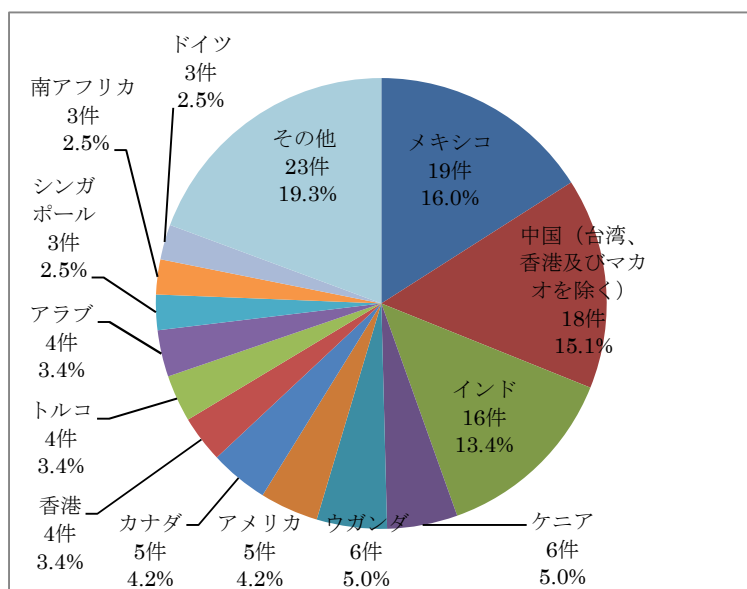
ア 態様別の検挙状況

態様別でみると、航空機利用の携帯密輸、いわゆる「運び屋」による小口密輸入は、検挙件数が 96 件（前年比＋15 件）と増加した。また、「運び屋」は密輸入全体の 80.7%（＋13.2 ポイント）を占め、その主な手口は、スーツケースの底を二重に細工、着衣や下着を利用、小物（糸巻きや土産物の箱等）を細工するなどして数百グラムから数キログラムを隠匿するもの等である。

航空機利用による携帯密輸事件における本邦入国時の利用空港は、成田、羽田の 2 空港で全体の 86 件（構成比率 89.6%）を占めた。

イ 仕出国・地域別の検挙状況

図 1-1 覚醒剤密輸入事犯における仕出国・地域別構成



仕出国・地域で最も多いのは、メキシコ 19 件（前年比－4 件、構成比率 16.0%）であり、次いで、中国 18 件（＋2 件、15.1%）、以下インド 16 件（＋13 件、13.4%）、ケニア 6 件（－1 件、5.0%）、ウガンダ 6 件（＋5 件、5.0%）、アメリカ 5 件（＋1 件、4.2%）、カナダ 5 件（＋1 件、4.2%）、香港 4 件（－6 件、

3.4%）、トルコ 4 件（＋1 件、3.4%）、アラブ首長国連邦 4 件（＋1 件、3.4%）の順となっている。平成 25 年の特徴としてインド仕出しが下半期を中心に激増したほか、全体としてヨーロッパ諸国による仕出しが減少した。

従来の仕出国をみると、中国等の東アジアやマレーシア、タイ等の東南アジア、北米等の諸国が主であったが、平成 21 年以降は、ナイジェリア等のアフリカやトルコ、アラブ首長国連邦等の中近東諸国、メキシコ等からの密輸入事犯が増加している。

なお、平成 25 年の仕出国・地域は 33 か国（地域）に及んだ。

ウ 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

ここ数年、覚醒剤密輸入事犯の検挙は高水準で推移し、検挙人員に占める外国人の高い割合やその国籍、仕出国・地域の多様化等が継続しており、薬物犯罪組織のグローバル化が一層進展している状況がうかがわれる。

(2) 大麻密輸入事犯

大麻密輸入事犯の検挙は減少傾向にあったが、平成 25 年は 42 件（前年比－6 件）、43 人（－24 人）とそれぞれ減少した。

ア 態様別の検挙状況

態様別でみると主なものは、航空機利用による携帯密輸が 9 件（前年比－14 件）、国際宅配便利用が 15 件（＋3 件）、郵便物が 15 件（＋6 件）であった。

イ 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国で最も多いのはアメリカの 18 件（前年比－3 件）であり、次いで、タイとオランダが 4 件の順となっている。

第 3 薬物犯罪組織の動向

1 薬物密売の概要

薬物事犯における密売関連事犯（営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。以下同じ。）の検挙人員は 518 人（前年比＋20 人、＋4.0%）であり、そのうち暴力団構成員等は 346 人（構成比率 66.8%）、外国人は 44 人（8.5%）であった。

覚醒剤事犯の密売関連事犯による検挙人員は 417 人（－19 人、－4.4%）、うち暴力団構成員等が 301 人（72.2%）で、平成 21 年以降 5 年連続して 300 人を超えた。一方外国人は 36 人（8.6%）で、そのうちイラン人が 18 人と最も多いが、長期的には減少基調にある。また、同密売関連事犯による暴力団構成員等の検挙人員構成比率は年々高まっており、覚醒剤を中心とした密売関連事犯への暴力団の関与の状況が一層強まっていることがうかがわれる。

大麻事犯の密売関連事犯の検挙人員は 62 人（前年比＋29 人）で、そのうち暴力団構成員等が 24 人（構成比率 38.7%）、外国人は 6 人（9.7%）であり、暴力団構成員等の構成比率は覚醒剤事犯に比べると低い。

表1-13 覚醒剤事犯における密売関連事犯検挙人員の推移

区分	年別	平9	平21	平22	平23	平24	平25
密売関連事犯		357	557	507	464	436	417
	うち暴力団構成員等	211	326	328	313	303	301
	構成比率(%)	59.1	58.5	64.7	67.5	69.5	72.2
	うち外国人	89	120	72	64	40	36
	構成比率(%)	24.9	21.5	14.2	13.8	9.2	8.6
	うちイラン	65	71	36	38	13	18
	うちインドネシア	0	0	0	1	0	0
	うち韓国	7	10	13	11	5	7
	うちシンガポール	0	2	0	0	1	0
	うちタイ	0	1	2	1	3	2
	うち台湾	0	2	0	1	0	0
	うち中国(台湾及び香港等を除く)	0	16	4	1	1	3
	うち香港等	0	0	2	0	0	2
	うちフィリピン	9	3	1	0	1	0
	うちブラジル	0	5	5	1	8	2
	うちオランダ	0	0	0	1	0	0
	うちその他	8	10	9	9	8	2

注1: 本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員は含まない。

注2: 香港等は香港及びマカオをいう。

2 暴力団構成員等

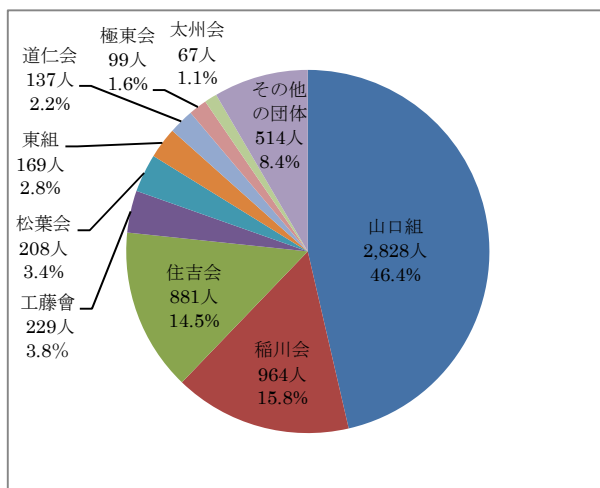
暴力団構成員等に係る全刑法犯及び特別法犯検挙人員に占める薬物事犯検挙人員は、22,861 人のうち 6,713 人（構成比率 29.4%、前年比+0.4 ポイント）、覚醒剤事犯検挙人員は 6,096 人（26.7%、+0.3 ポイント）であり、暴力団による不法行為のうち薬物事犯の構成比率は高い。

(1) 暴力団構成員等の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

薬物事犯別に暴力団構成員等の検挙人員をみると、覚醒剤事犯では 6,096 人で、全検挙人員（10,909 人）の 55.9%（前年比+0.9 ポイント）を占めている。暴力団組織別検挙人員をみると、山口組、稲川会及び住吉会の構成員等

図 1-2 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比

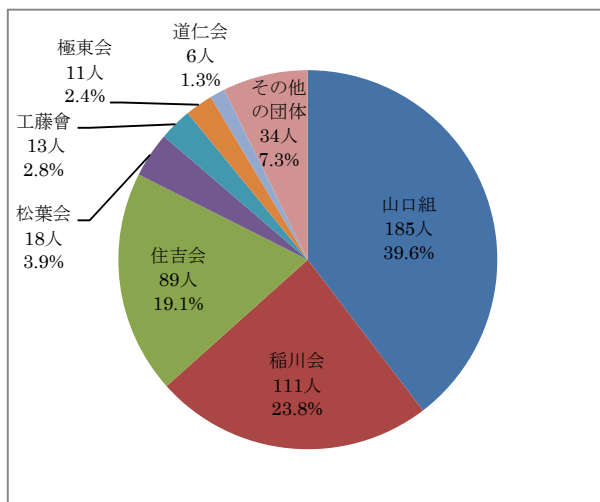


は 4,673 人（-325 人、-6.5%）で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 76.7%（-1.7 ポイント）を占めた。

また、山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 303 人（-31 人、-9.3%）で、山口組系組織の検挙人員の 10.7%（+0.2 ポイント）を占めた。

イ 大麻事犯

図 1-3 大麻事犯における暴力団組織別構成比



大麻事犯に係る暴力団構成員等の検挙人員は 467 人で、全検挙人員（1,555 人）の 30.0%（前年比-5.1 ポイント）を占めている。暴力団組織別検挙人員をみると、山口組、稲川会及び住吉会の構成員等は 385 人（-68 人、-15.0%）で、大麻事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の 82.4%（+1.8 ポイント）

を占めた。また、山口組系組織のうち弘道会系組織の構成員等に係る検挙人員は 39

人(+11人)で、山口組系組織の検挙人員の21.1%(+10.5ポイント)を占めた。

(2) 違反態様別の検挙状況

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の違反態様別検挙人員をみると、譲渡事犯は344人(前年比+18人、+5.5%)、譲受事犯は108人(+19人、+21.3%)、所持事犯は2,163人(-31人、-1.4%)、使用事犯は3,392人(-260人、-7.1%)、密輸入事犯は30人(+10人)であった。

これらのうち、営利犯の検挙人員は331人(+7人、+2.2%)であり、営利犯検挙人員全体(573人)の57.8%(+3.5ポイント)を占めており、暴力団構成員等による覚醒剤の密売・密輸入への関与状況は続いている。

イ 大麻事犯

大麻事犯に係る暴力団構成員等の営利犯の検挙人員は43人(前年比+4人)で、営利犯検挙人員全体(113人)の38.1%(+6.4ポイント)であり、大麻の密売等においても暴力団構成員等の関与状況は続いている。

3 外国人の営利犯の検挙状況

(1) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯に係る外国人による営利犯の検挙人員は152人(前年比-1人、-0.7%)であり、営利犯検挙人員全体(573人)の26.5%(+0.9ポイント)を占め、そのうち密輸入事犯は116人(構成比率76.3%、+2.4ポイント)である。

国籍・地域別で最も多いのはメキシコの24人ですべてが密輸入、次いでイランの18人ですべてが密売関連事犯によるもの、以下アメリカ14人、中国12人、韓国10人、ナイジェリア6人、ドイツ及び香港が各5人である。

これらの状況から、近年様々な国籍の者が覚醒剤密輸入に関与していること、特にメキシコ人による密輸入への関与、イラン人による密売関連事犯への関与が強い状況にある。

(2) 大麻事犯

大麻事犯に係る外国人による営利犯の検挙人員は15人(-5人)であり、営利犯検挙人員全体(113人)の13.3%(-3.0ポイント)であった。

国籍別で多いのは、ベトナムの7人ですべてが栽培、次いで韓国4人、アメリカ3人であった。

第4 外国人の薬物事犯別、国籍・地域別の検挙状況

- 全薬物事犯に係る外国人の検挙人員は 748 人（前年比－36 人、－4.6%）と減少した。

薬物事犯別でみると、覚醒剤事犯は 588 人（－29 人、－4.7%）、大麻事犯は 94 人（－16 人、－14.5%）、麻薬及び向精神薬事犯は 64 人（＋8 人）であった。

国籍・地域別でみると、韓国が 226 人（＋14 人、＋6.6%）と最も多く、次いでフィリピン 81 人（－1 人）、ブラジル 71 人（－25 人）、アメリカ 56 人（＋17 人）、中国 34 人（－18 人）、ベトナム 34 人（－3 人）であった。これら 6 か国合計の検挙人員は 502 人（－16 人、－3.1%）であり、外国人による全薬物事犯検挙人員の 67.1%（＋1.0 ポイント）を占めている。

- 覚醒剤事犯では、韓国 193 人（＋6 人、＋3.2%）、フィリピン 79 人（－2 人）、ブラジル 58 人（－13 人）、中国 32 人（－11 人）、タイ 32 人（＋2 人）であり、これら 5 か国で外国人による覚醒剤事犯検挙人員の 67.0%（＋0.2 ポイント）を占めている。

このほか、イラン 28 人（－5 人）、メキシコ 25 人（＋3 人）、アメリカ 21 人（＋8 人）、北朝鮮 15 人（＋4 人）、ナイジェリア 8 人（－5 人）、台湾 7 人（＋3 人）、ベトナム 6 人（－5 人）、ドイツ 6 人（±0 人）、ペルー 6 人（－4 人）等となっている。

- 大麻事犯では、アメリカ 24 人（＋2 人）、韓国 23 人（＋4 人）、ベトナム 13 人（＋7 人）、ブラジル 13 人（－9 人）等となっている。

表1-14 外国人による薬物事犯別、国籍・地域別検挙人員

	総数		覚醒剤事犯		大麻事犯		麻薬及び向精神薬事犯								あへん事犯	
	平24	平25	平24	平25	平24	平25	平24	平25	MDMA等		コカイン		ヘロイン		平24	平25
									平24	平25	平24	平25	平24	平25		
計	784	748	617	588	110	94	56	64	10	9	13	20	26	19	1	2
イラン	38	33	33	28		2	4	1	1		2	1	1		1	2
トルコ	3	3	2	3	1											
インドネシア	2	1	2	1												
韓国	212	226	187	193	19	23	6	10	4	3	1	1		1		
北朝鮮	11	15	11	15												
シンガポール	2	4	2	4												
タイ	31	32	30	32			1		1							
台湾	6	12	4	7			2	5					1			
中国(台湾・香港等を除く)	52	34	43	32	8		1	2		2						
ネパール	5	1			5	1										
フィリピン	82	81	81	79		1	1	1		1	1					
ベトナム	37	34	11	6	6	13	20	15		1			20	14		
香港等	8	7	7	5	1	2										
マレーシア	2	5	2	5												
ラオス	1	2	1	1				1						1		
アメリカ	39	56	13	21	22	24	4	11	1	2	2	5				
カナダ	8	4	4	2	3	2	1									
コロンビア	7	7	6	5		1	1	1			1	1				
ブラジル	96	71	71	58	22	13	3		2		1					
ペルー	12	10	10	6	1	1	1	3			1	2				
ボリビア	6	5	3	1			3	4			1	4				
メキシコ	22	27	22	25				2				2				
イギリス	7	4	5	2	2	1		1				1				
オランダ	4	2	4	2												
スペイン	9	3	6	3	2		1						1			
チェコ	1	0					1						1			
ドイツ	6	6	6	6												
フランス	10	4	7	2	2	2	1		1							
ベルギー	0	2		2												
ポーランド	0	0														
ポルトガル	3	1	3	1												
ラトビア	1	0	1													
リトアニア	0	0														
ルーマニア	4	2	4	2												
ロシア	8	2	3	2	4		1				1					
ガーナ	1	1		1	1											
カメルーン	1	0	1													
タンザニア	0	2		1				1						1		
ナイジェリア	19	13	13	8	3	4	3	1			1		2	1		
南アフリカ	1	4		3	1			1						1		
オーストラリア	1	1	1	1												
ニュージーランド	0	3		2				1				1				
その他	26	28	18	21	7	4	1	3	0	0	1	2	0	0	0	0

注1: 香港等は香港及びマカオをいう。

第5 薬物常用者による犯罪及び薬物に起因する事故

1 薬物常用者による犯罪

薬物常用者（覚醒剤常用者、麻薬常用者、大麻常用者、その他の薬物常用者及び有機溶剤等乱用者をいい、中毒症状にあるか否かを問わない。以下同じ。）による刑法犯及び特別法犯の検挙人員をみると、刑法犯は 808 人（前年比－34 人、－4.0％）、特別法犯は 4,227 人（＋88 人、＋2.1％）であった。

薬物常用者のうち、殺人、強盗等の凶悪犯で検挙されたものは 51 人（－3 人）、暴行、傷害等の粗暴犯で検挙されたものは 222 人（＋25 人、前年比＋12.7％）であった。

表1-15 薬物常用者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移

年別 罪種等	平9	平21	平22	平23	平24	平25
刑法犯検挙人員	824	858	805	832	842	808
凶悪犯	60	72	59	64	54	51
殺人	6	10	17	13	13	15
強盗	31	57	35	42	32	32
放火	9	4	2	1	2	2
強姦	14	1	5	8	7	2
粗暴犯	147	184	174	185	197	222
暴行	11	28	33	34	32	28
傷害	85	99	84	102	119	151
脅迫	7	14	15	16	13	14
恐喝	44	43	42	33	33	29
凶器準備集合	0	0	0	0	0	0
窃盗犯	427	373	372	416	384	345
その他	190	229	200	167	207	190
特別法犯検挙人員	6,943	3,942	4,183	4,070	4,139	4,227
銃刀法	51	23	25	25	23	24
その他	6,892	3,919	4,158	4,045	4,116	4,203

2 薬物に起因する事故（乱用死、自殺及び自傷並びに交通事故）

薬物に起因する乱用死者数等は 48 人（前年比－39 人）であった。その内訳は、乱用死が 8 人（－7 人）、自殺が 3 人（－11 人）、自傷が 2 人（－1 人）、交通事故が 35 人（－20 人）であった。

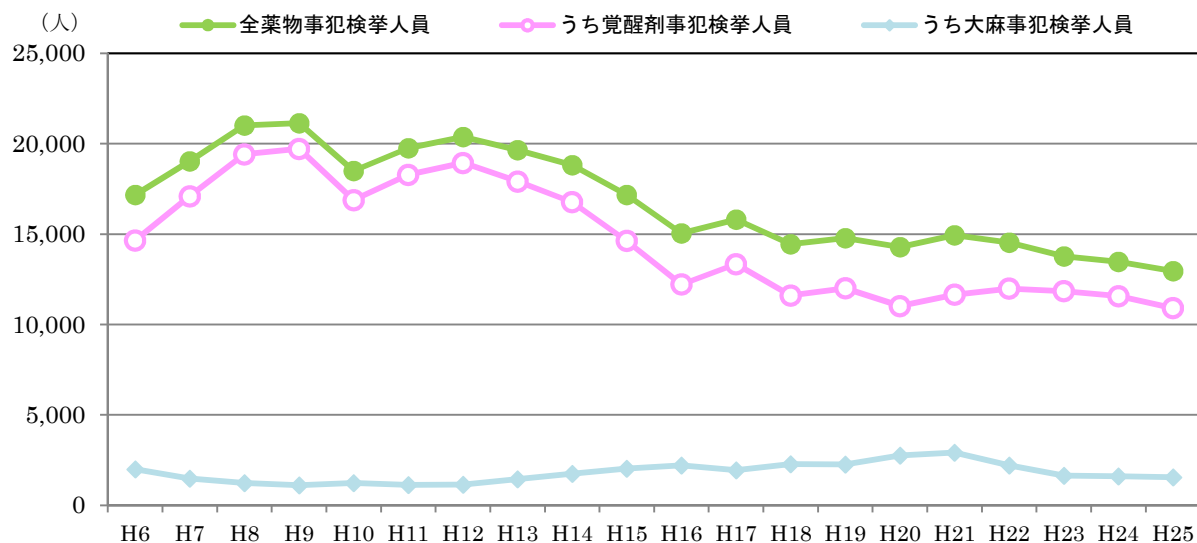
表1-16 薬物に起因する乱用死者数等の推移

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25
合計	58	48	74	87	48
乱用死	17	12	24	15	8
自殺	5	4	7	14	3
自傷	7	1	5	3	2
交通事故	29	31	38	55	35

注1： 交通事故とは、乱用者による自動車運転中の事故をいい、同乗者も乱用者である場合にはその人員を計上。

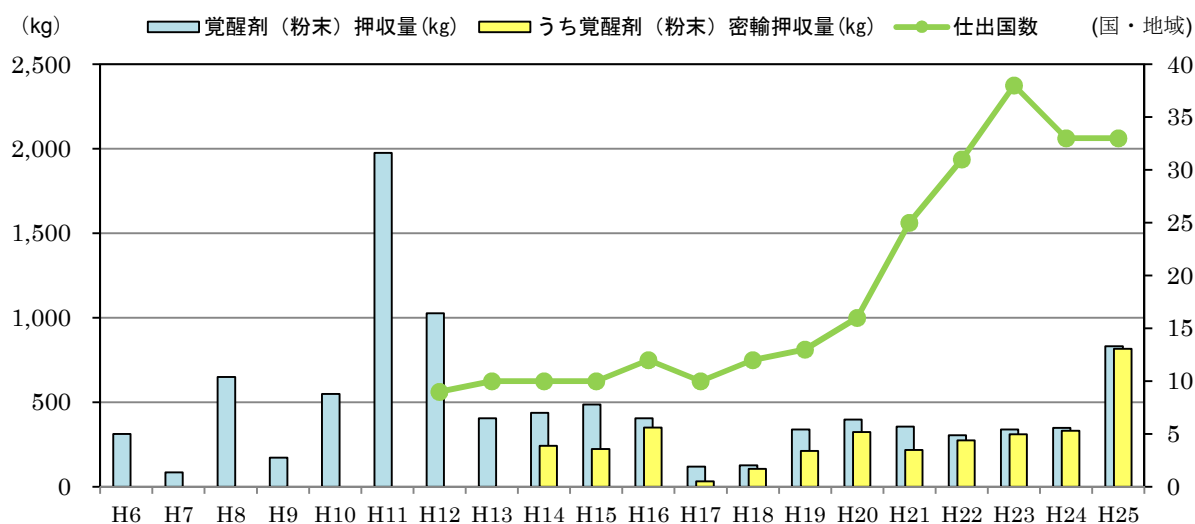
第6 参考資料

1 薬物事犯検挙状況の推移(平成6～25 年)



注：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

2 覚醒剤押収量と仕出国数の推移(平成6～25 年)



注：本表の数値は、統計値のある範囲で記載。

第7 事例

1 覚醒剤及び大麻に関する事例

○ 密売事犯

【1－1】 住吉会傘下組織組員らによる組織的覚醒剤密売事件（3月、岡山・島根県警察等）

広域的に宅配便を利用して覚醒剤を密売していた住吉会傘下組員（43）ほか28人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、覚醒剤約0.2キログラムを押収した。

【1－2】 工藤会傘下組織幹部らによる組織的覚醒剤密売事件（7月、福岡・広島県警察等）

覚醒剤を密売していた工藤会傘下組織幹部（32）ほか10人を覚せい剤取締法違反（営利目的譲渡）等で逮捕するとともに、覚醒剤約1キログラムを押収した。

○ 密輸入事犯

【1－3】 中国人らグループによる覚醒剤密輸入事件（4月、警視庁）

メキシコから香港を経由し、製粉機のローラー内に覚醒剤を隠匿して、船舶コンテナで密輸入した中国人（55）ほか9人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持）等で逮捕するとともに、覚醒剤約240キログラムを押収した。

【1－4】 ナイジェリア人を首魁とする組織的覚醒剤密輸入事件（6月、愛知県警察・警視庁）

ナイジェリア人の男（52）ほか2人は、コーヒー豆の袋の中に隠匿した覚醒剤約2キログラムを、情を知らない日本人旅行客を利用して密輸入したことから、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約4キログラムを押収した。

【1－5】 メキシコ人らグループによる覚醒剤密輸入事件（6月、兵庫県警察）

メキシコから鉄鉱石と称する模造石内に覚醒剤を隠匿して、船舶コンテナで密輸入したメキシコ人（36）ほか2人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約194キログラムを押収した。

【1－6】 糸巻きの芯内に隠匿したインド来覚醒剤密輸入事件（7月、千葉県警察）

インドから航空機に搭乗し、手荷物品の糸巻きの芯内に覚醒剤を隠匿して密輸入したニュージーランド人の男（61）を、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約9キログラムを押収した。

【１－７】 スーツケース内に隠匿したシンガポール来覚醒剤密輸入事件（８月、千葉県警察）

シンガポールから航空機に搭乗し、スーツケースの側面等に覚醒剤を隠匿して密輸入した同国人の女（39）を、覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約２キログラムを押収した。

【１－８】 国際小包郵便を利用した米国来大麻密輸入事件（12月、神奈川県警察）

米国から国際小包郵便を利用し、液体状の大麻を自転車部品内に隠匿して密輸入した日本人の男（40）を大麻取締法違反（営利目的所持）等で逮捕するとともに、大麻約0.4キログラム及び覚醒剤約７グラムを押収した。

【１－９】 身体に巻きつけるなどして隠匿した香港来覚醒剤密輸入事件（12月、福岡県警察）

香港から航空機に搭乗し、身体に巻きつけるなどして覚醒剤を隠匿して密輸入した台湾人の男（51）ほか４人を覚せい剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕するとともに、覚醒剤約１キログラム等を押収した。

○ 栽培事犯

【１－10】 ベトナム人による組織的大麻大量栽培事件（４月、埼玉・群馬県警察）

営利目的で組織的に大量の大麻草を栽培していたベトナム人組織を特定し、同国人の首魁（35）ほか15人を大麻取締法違反（営利目的栽培）等で逮捕するとともに、大麻草約2,800本及び乾燥大麻約69キログラムを押収した。

2 「脱法ドラッグ」に関する事例

○ 指定薬物に係る薬事法違反

【2-1】 「脱法ドラッグ」店経営者等による薬事法違反事件（7月、岐阜県警察）

県内所在の「脱法ドラッグ」店3店舗から押収した商品に指定薬物の成分が含まれていたため、同店経営者の男性（38）や従業員の合計5人を薬事法違反（指定薬物の販売目的貯蔵等）等で逮捕した。

【2-2】 「脱法ドラッグ」店経営者等による薬事法違反事件（10月、宮崎県警察）

県薬務担当課において県内所在の「脱法ドラッグ」店から入手した商品に指定薬物の成分が含まれていたため、同店経営者の男性（32）及び従業員の合計2人を薬事法違反（指定薬物の販売）で逮捕した。

【2-3】 指定薬物密輸入に係る薬事法違反事件（10月、大阪府警察）

航空便輸入のDVDケースに隠匿された粉末や錠剤を発見し、これに指定薬物の成分が含まれていたため、名宛人の男性（44）を薬事法違反（指定薬物の販売目的輸入）等で逮捕した。

○ 麻向法違反

【2-4】 ハーブ密輸入に係る麻向法違反事件（6月、山形県警察）

インターネットの「脱法ドラッグ」販売サイトを通じて注文し、航空便で輸入されたハーブに麻薬等の成分が含まれていたため、名宛人の男性（53）を麻向法違反（麻薬の密輸入）等で逮捕、このほか同人からこれらの成分を含むハーブを譲り受けるなどしていた者等合計6人を逮捕した。

【2-5】 乱用者による麻向法違反事件（9月、茨城県警察）

危険な運転車両との110番通報により出動した警察官が、当該車両の運転者である男性（48）を職務質問した際、支離滅裂な言動であり採尿したところ、麻薬の成分が含まれていたため、同人を麻向法違反（麻薬の施用）で逮捕した。

【2-6】 「脱法ドラッグ」製造、卸し業者による麻向法違反事件（11月、警視庁）

別件の「脱法ドラッグ」店における麻向法違反（麻薬の営利目的所持）事件から、同店に対して麻薬成分を含む「脱法ドラッグ」を譲り渡していた事実や「脱法ドラッグ」と称して麻薬成分を含む商品を製造していた事実で会社代表者の男性（41）や従業員の合計4人を麻向法違反（麻薬の営利譲渡及び製剤）で逮捕した。

○ 危険運転致傷罪等交通関係法令違反

【２－７】 ハーブ吸引に係る道路交通法違反事件（７月、愛知県警察）

運転開始前に吸引したハーブの影響により、前方信号機に従い停止中の車両に自車両を衝突させた男性（２８）を道路交通法違反（過労運転等の禁止）で逮捕した。

【２－８】 ハーブ吸引に係る危険運転致傷事件（１０月、静岡県警察）

運転中に吸引したハーブの影響により、意識に変調を来して反対車線に進出、対向車両２台に衝突させて同車両の乗員等に軽傷を負わせた男性（２６）と同人に車両を貸与の上、同乗し、一緒にハーブを吸引していた男性（２５）をそれぞれ危険運転致傷と同幫助で逮捕した。

○ その他

【２－９】 「脱法ドラッグ」服用に係る保護責任者遺棄致死事件（１０月、大阪府警察）

ホテルに入室した男性（４０）と一緒に居た女性に「脱法ドラッグ」を服用させたところ嘔吐等を繰り返していたが、男性はそのまま退出したもので、その後、女性が死亡したため、男性を保護責任者遺棄致死で逮捕した。

※ 事例中のハーブとは、「脱法ドラッグ」の成分が吹き付けられるなどした植物片をいう。

第2章 銃器情勢

平成 25 年の銃器情勢の特徴としては、

- 1 銃器発砲事件数は、暴力団等によるとみられるものも含めて、減少基調にはあるが、前年比では増加した。
- 2 銃器使用事件の認知件数は減少基調にあり、特に強盗事件が前年比で大幅に減少したことで、全体の認知件数が大きく減少した。
- 3 拳銃の押収丁数は減少基調にある中、前年比で大幅に増加したものの、暴力団からの押収は過去最少となった。
- 4 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙人員は、近年横ばい傾向にあるが、前年比で減少した。

等が挙げられる。

平成 25 年末には、相次いで一般市民が犠牲となる銃器発砲事件が発生するなど、依然として同事件が、平穏な市民生活に対する現実の脅威となっているほか、特に拳銃の押収について暴力団等による組織防衛や隠匿の巧妙化・分散化等潜在化傾向を強めており、非常に厳しい状況が続いている。

これを踏まえ、警察においては、引き続き銃器発砲事件等に対する捜査を推進するとともに、拳銃 110 番報奨制度等の活用を含めた拳銃情報の収集を強化するほか、様々な捜査手法を駆使して拳銃の摘発を強力に推進する。

第1 銃器犯罪情勢

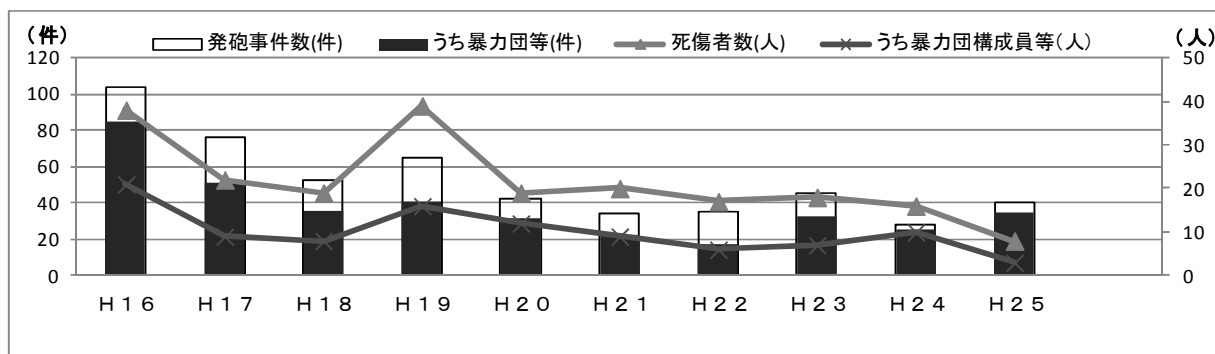
1 銃器発砲事件

(1) 発生状況

- 銃器発砲事件※1の発生件数は、40 件（前年比+12 件）と増加した。また、死傷者数は8 人（－8 人）であり、そのうち死者数は6 人（＋2 人）、負傷者数は2 人（－10 人）であった。
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は 35 件（＋10 件）と増加し、暴力団構成員等の死傷者数は3 人（－7 人）と減少した。
- 銃器発砲事件数は、山梨県下における対立抗争を中心に増加したほか、12 月には、京都府及び福岡県において一般市民を対象とした拳銃使用の殺人事件が相次いで発生しており、繁華街、住宅街等市民の身近な場所において発生するこれら

の事件は、依然として社会の大きな脅威であり、予断を許さない状況にある。

図表 2－1 銃器発砲事件及び死傷者の推移



※ 1：「銃器発砲事件」とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

年別		平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25
区分	発砲事件数	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40
	うち暴力団等	85	51	36	41	32	22	17	33	25	35
	構成比率(%)	81.7	67.1	67.9	63.1	76.2	64.7	48.6	73.3	89.3	87.5
	うちその他・不明	19	25	17	24	10	12	18	12	3	5
死傷者数	死者数	38	22	19	39	19	20	17	18	16	8
	うち暴力団構成員等	17	10	2	21	10	7	11	8	4	6
	構成比率(%)	70.6	60.0	50.0	52.4	80.0	57.1	27.3	25.0	75.0	16.7
	負傷者数	21	12	17	18	9	13	6	10	12	2
	うち暴力団構成員等	9	3	7	5	4	5	3	5	7	2
	構成比率(%)	42.9	25.0	41.2	27.8	44.4	38.5	50.0	50.0	58.3	100.0

注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

(2) 銃種別の発生状況

銃器発砲事件（40 件）のうち、拳銃が使用されたのは 39 件と、そのほとんどを占めており、残り 1 件は、猟銃等（散弾銃）が使用された。

表2-1 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25
発砲件数		34	35	45	28	40
	拳銃	33	31	40	27	39
	猟銃等	1	4	5	1	1
	小銃等	0	0	0	0	0
	その他・不明	0	0	0	0	0

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

2 銃器使用事件

(1) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数※2は減少傾向で推移しており、平成 25 年も 127 件（前年比－26 件、－17.0%）と減少した。

罪種別では、殺人は 13 件（－4 件）、強盗は 16 件（－28 件）、その他は 98 件（＋6 件、＋6.5%）であった。

表2-2 銃器使用事件の認知件数

区分	年別	平 21	平 22	平 23	平 24	平 25
銃器及び銃器様のもの		253	205	180	153	127
	拳銃及び拳銃様のもの	162	126	100	91	73
殺人	銃器	14	19	19	17	13
	拳銃及び拳銃様のもの	12	16	17	15	11
強盗	銃器	100	60	44	44	16
	拳銃及び拳銃様のもの	95	57	37	40	14
その他	銃器	139	126	117	92	98
	拳銃及び拳銃様のもの	55	53	46	36	48

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備を含む。

※2：「銃器使用事件」とは、犯罪供用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。

(2) 銃器使用事件の検挙状況

銃器使用事件の検挙件数は、102 件（前年比－19 件、－15.7%）と減少し、そのうち暴力団構成員等の検挙件数は、33 件（＋9 件）であった。

罪種別では、殺人が 12 件（＋9 件）、強盗が 18 件（－13 件）、その他は 72 件（－15 件）であった。そのうち暴力団構成員等の検挙件数では、殺人は 10 件（＋7 件）、強盗が 6 件（＋2 件）、その他が 17 件（±0 件）であった。

表2-3 銃器使用事件の検挙件数

年別			平21	平22	平23	平24	平25
区分							
検挙件数			178	152	112	121	102
	暴力団構成員等		64	33	31	24	33
検挙率(%)			70.4	74.1	62.2	79.1	80.3
	殺人	検挙件数	16	11	7	3	12
		暴力団構成員等	14	7	5	3	10
	強盗	検挙件数	66	35	29	31	18
		暴力団構成員等	21	12	8	4	6
	その他	検挙件数	96	106	76	87	72
		暴力団構成員等	29	14	18	17	17

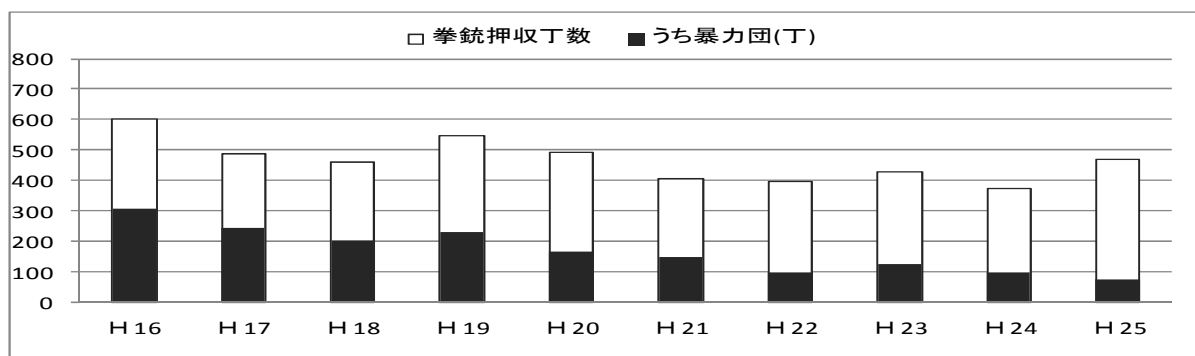
第2 銃器事犯取締状況

1 拳銃等の押収状況

(1) 拳銃の押収状況

- 拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含めて、長期的には減少傾向にあり、平成25年は471丁（前年比+98丁、+26.3%）と増加し、そのうち真正拳銃は332丁（うち密造拳銃13丁）（+23丁、+7.4%）、改造拳銃は139丁（+75丁、+117.2%）であった。
- 暴力団から押収した拳銃は74丁（-21丁、-22.1%）と減少し、組織別で見ると、山口組が37丁（構成比率50.0%）、稲川会が9丁（12.2%）、住吉会が11丁（14.9%）、その他が17丁（23.0%）であった。
- 暴力団以外から押収した拳銃397丁のうち、真正拳銃は263丁であり、そのうち旧軍用拳銃が172丁（65.4%）であった。

図表2-2 拳銃の押収状況の推移



年別		平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25
区分											
押収丁数		601	489	458	548	492	407	397	426	373	471
暴力団		309	243	204	231	166	148	98	123	95	74
構成比率(%)		51.4	49.7	44.5	42.2	33.7	36.4	24.7	28.9	25.5	15.7
(組織別)	山口組	142	121	103	83	84	69	45	55	58	37
	同上比率(%)	46.0	49.8	50.5	35.9	50.6	46.6	45.9	44.7	61.1	50.0
	稲川会	33	24	45	25	22	13	13	17	4	9
	同上比率(%)	10.7	9.9	22.1	10.8	13.3	8.8	13.3	13.8	4.2	12.2
	住吉会	47	17	24	24	23	29	19	13	14	11
	同上比率(%)	15.2	7.0	11.8	10.4	13.9	19.6	19.4	10.6	14.7	14.9
	その他	87	81	32	99	37	37	21	38	19	17
	同上比率(%)	28.2	33.3	15.7	42.9	22.3	25.0	21.4	30.9	20.0	23.0
	その他・不明	292	246	254	317	326	259	299	303	278	397
構成比率(%)		48.6	50.3	55.5	57.8	66.3	63.6	75.3	71.1	74.5	84.3

注：押収丁数に係る「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

(2) 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃 332 丁を製造国別でみると、最も多いのがアメリカ製の 109 丁（構成比率 32.8%）で、次いで日本製が 72 丁（21.7%）、ベルギー製が 32 丁（9.6%）、ドイツ製が 22 丁（6.6%）、ロシア（旧ソ連を含む）製が 9 丁（2.7%）、フィリピン製及びブラジル製が各 8 丁（2.4%）であった。

表2-4 押収拳銃の真正・改造別内訳

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
押収丁数		407	397	426	373	471
真正拳銃		379	356	375	309	332
構成比率(%)		93.1	89.7	88.0	82.8	70.5
(製造国別)	アメリカ	104	90	134	116	109
	中国	23	19	21	9	6
	フィリピン	13	12	13	6	8
	ロシア(旧ソ連)	14	20	14	12	9
	ブラジル	16	13	9	10	8
	ベルギー	32	34	32	29	32
	イタリア	7	5	2	10	5
	ドイツ	22	15	13	9	22
	スペイン	10	16	12	6	7
	日本	71	77	81	72	72
	その他	4	4	10	5	7
	不明	63	51	34	25	47
改造拳銃		28	41	51	64	139
構成比率(%)		6.9	10.3	12.0	17.2	29.5

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

また、名称別にみると、最も多いのはS&Wが 28 丁（8.4%）、次いでブローニングが 25 丁（7.5%）、トカレフ型が 11 丁（3.3%）等であった。

表2-5 押収した真正拳銃の名称別内訳

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
真正拳銃の押収丁数		379	356	375	309	332
	トカレフ型 主に中国製	19	20	29	9	11
	S&W 主にアメリカ製	30	27	41	39	28
	パルティック フィリピン製	4	11	8	4	9
	ブローニング ベルギー製	25	32	22	20	25
	マカロフ型 主にロシア製	13	19	9	12	8
	ロッシ ブラジル製	5	8	1	5	3
	その他	283	239	265	220	248

(3) 自首減免の対象となった拳銃の押収状況

押収した拳銃471丁のうち、自首減免の対象となったものは21丁（前年比－7丁）であり、全体の4.5%であった。そのうち暴力団提出に係るものは12丁（－5丁）であった。

表2-6 自首減免対象となった拳銃の押収状況

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
押収丁数		407	397	426	373	471
	自首	45	35	17	28	21
	構成比率(%)	11.1	8.8	4.0	7.5	4.5
	暴力団	30	26	9	17	12
	構成比率(%)	66.7	74.3	52.9	60.7	57.1

(4) 小銃等の押収状況

小銃等（小銃、機関銃及び砲）の押収丁数は4丁（前年比－8丁）であった。

表2-7 小銃等の押収状況

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
押収丁数		17	26	12	12	4
	暴力団	0	0	3	1	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	25.0	8.3	0.0

(5) インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は132丁（前年比＋69丁、＋109.5%）であった。

表2-8 インターネット関連の拳銃押収状況

年別		平21	平22	平23	平24	平25
区分						
押収丁数		12	32	24	63	132
	暴力団	0	1	0	0	1
	構成比率(%)	0.0	3.1	0.0	0.0	0.8

(6) 拳銃 110 番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃 110 番報奨制度」の架電数は 2,662 件であり、本通報を端緒とする拳銃の押収丁数は 1 丁、報奨金額の支払いはなかった。

2 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

検挙した銃刀法違反事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は 175 件（前年比＋18 件、＋11.5%）、検挙人員は 146 人（－14 人、－8.8%）であった。そのうち、暴力団構成員等が関与する事件の検挙件数は 82 件（＋14 件）、検挙人員は 66 人（－5 人）であった。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別内訳でみると、山口組が 35 人（－5 人）（構成比率 53.0%）、稲川会が 5 人（－1 人）（7.6%）、住吉会が 9 人（－1 人）（13.6%）であり、これらで全体の 74.2%を占めている。

表2-9 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25
検挙件数		215	178	164	157	175
	暴力団構成員等	129	85	94	68	82
	構成比率(%)	60.0	47.8	57.3	43.3	46.9
検挙人員		209	158	160	160	146
	暴力団構成員等	130	77	99	71	66
	構成比率(%)	62.2	48.7	61.9	44.4	45.2

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25
検挙件数		129	85	94	68	82
	山口組	55	42	45	37	41
	構成比率(%)	42.6	49.4	47.9	54.4	50.0
	稲川会	11	10	10	5	7
	構成比率(%)	8.5	11.8	10.6	7.4	8.5
	住吉会	35	16	13	12	14
	構成比率(%)	27.1	18.8	13.8	17.6	17.1
	その他	28	17	26	14	20
	構成比率(%)	21.7	20.0	27.7	20.6	24.4
検挙人員		130	77	99	71	66
	山口組	54	41	51	40	35
	構成比率(%)	41.5	53.2	51.5	56.3	53.0
	稲川会	16	7	9	6	5
	構成比率(%)	12.3	9.1	9.1	8.5	7.6
	住吉会	37	9	14	10	9
	構成比率(%)	28.5	11.7	14.1	14.1	13.6
	その他	23	20	25	15	17
	構成比率(%)	17.7	26.0	25.3	21.1	25.8

3 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況は、4件（前年比－1件）、5人（－1人）であった。

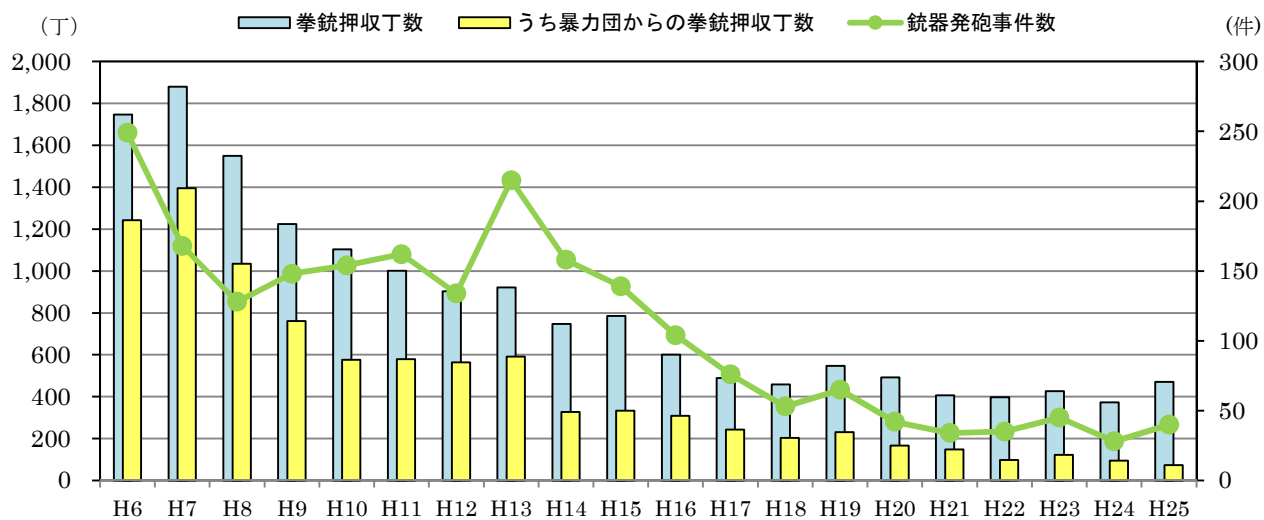
表2-10 拳銃等密輸入事件の摘発状況

年別 区分		平21	平22	平23	平24	平25
検挙件数		4	4	0	5	4
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	拳銃密輸入事件	1	1	0	1	1
	構成比率(%)	25.0	25.0	0.0	20.0	25.0
検挙人員		4	4	0	6	5
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	拳銃密輸入事件	1	1	0	1	2
	構成比率(%)	25.0	25.0	0.0	16.7	40.0
拳銃押収丁数		1	0	0	1	1
	暴力団	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注：検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

第3 参考資料

銃器発砲事件数及び拳銃押収丁数の推移(平成6～25 年)



区分 \ 年次	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
銃器発砲事件数	249	168	128	148	154	162	134	215	158	139	104	76	53	65	42	34	35	45	28	40
拳銃押収丁数	1,747	1,880	1,549	1,225	1,104	1,001	903	922	747	785	601	489	458	548	492	407	397	426	373	471
うち暴力団からの拳銃押収丁数	1,242	1,396	1,035	761	576	580	564	591	327	334	309	243	204	231	166	148	98	123	95	74

第4 事例

○ 発砲事件

【3－1】 温泉ホテルにおける拳銃使用の殺人事件（1月、北海道警察）

温泉ホテル内において、飯島会傘下組織幹部が、同会との間でトラブルのあった男性の顔面を拳銃で撃って殺害した事件で、逃走した同人（48）を銃刀法違反で逮捕の上、所持していた拳銃1丁を押収した。更に、同会幹部（65）ほか5人を殺人等で逮捕した。

【3－2】 山梨県内における暴力団対立抗争による発砲事件（3月、山梨県警察）

山梨一家と山梨侠友會の対立抗争に伴う発砲事件において、報復攻撃を予測して張込み捜査中の捜査員が、発砲事件の発生直後に現場から逃走した山梨侠友會傘下組織幹部（61）ほか1人を追跡し、同人らを銃刀法違反（発射）で逮捕した。その後、逃走経路で拳銃1丁を押収した。

【3－3】 山梨侠友會理事長等に対する拳銃使用の殺人未遂等事件（4月、山梨県警察）

車両に乗車中の山梨侠友會理事長等に対し拳銃が発砲された殺人未遂等事件において、その後の捜査により、対立抗争中の山梨一家傘下組織幹部（69）ほか1人を殺人未遂等で逮捕した。

【3－4】 会社社長に対する拳銃使用の殺人事件（12月、京都府警察）

会社敷地内において、会社社長（72）が拳銃で胸部等を撃たれ死亡した。

【3－5】 漁業組合長に対する拳銃使用の殺人事件（12月、福岡県警察）

北九州市内の路上において、漁業組合長（70）が拳銃で胸部等を撃たれ死亡した。

○ 拳銃所持事件

【3－6】 浪川睦会（旧九州誠道会）傘下組織にかかる拳銃等大量押収事件（2月、福岡県警察）

浪川睦会（旧九州誠道会）傘下組織の関係者宅を捜索したところ、拳銃3丁及び実包62個を押収し、同人（32）を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。また、その後の捜査により、同組織幹部（33）ほか2人を銃刀法違反（加重所持）等にて逮捕した。

【3－7】 会社役員による改造拳銃等大量所持事件（5月、警視庁・熊本県警察）

ガンマニアである会社役員宅を捜索したところ、拳銃87丁（うち真正拳銃1丁、改造拳銃86丁）、実包62個等を押収し、同人（73）を銃刀法違反（所持）で逮捕した。

【３－８】 山口組傘下組織に係る拳銃等大量押収事件（９月、大阪府警察）

山口組傘下組織が契約するレンタルルームを捜索したところ、拳銃 7 丁、実包 558 個等を押収し、同組織会長（65）ほか 4 人を銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。

【３－９】 自動車整備工に係る複数拳銃所持事件（12 月、警視庁）

自動車整備工（59）が経営する会社の車両置き場に駐車中の自動車内から、拳銃 2 丁、実包 121 個等を押収し、その後の捜査により、同人を銃刀法違反（加重所持）等で逮捕した。

○ 密輸入事件

【３－10】 米国捜査機関からの情報を端緒とした拳銃密輸入（予備）事件（９月、警視庁）

米国捜査機関からの情報を端緒に、同機関と協力して、航空小包郵便に拳銃等を隠匿して米国からの密輸入を図った会社役員（41）及びサッシ工（39）を銃刀法違反（密輸入の予備）で逮捕した。